

「解放令」成立過程の研究（上）

—史料の再検討を通して—

上 杉 聰

はじめに

明治四年八月、時の太政官政府は、いったいいかなる経過のもとに、またいかなる意図をもって、いわゆる「解放令」の公布を決定したのだろうか。当時が革命的激動期を通過した直後の時代であったとはいえ、かりにも数百年の間、制度として存続しつづけてきた賤民制が根底的な変革を受けるには、それなりの転換のための必要性が存在し、またそこに到達する過程が存在したと考えねばならないであろう。しかしながら、この「解放令」成立過程の解明は、明瞭な結論を得るにいたっていないのが現状である。

たとえば、「解放令」が形成される過程を研究した諸論文を一読してみると、一方では人民の側の要求や闘争を重視する考えもあれば、逆にほぼ全面的に政府の側の一方的なイニシヤチブに帰せうとする考えもある。また明治政府の側の「解放令」制定の直接的な動機・意図についても実にさまざまな説が存在している。私の知っているかぎりでも次のようなものがある。「諸外国にたいする体面上」「部落民から租税徴収をおこなうため」「自由な労働力の創出のため」「徴兵制実施のため」「皮革産業の独占権を奪うため」「近代的統一国家形成のため」「部落民の労働力を新国家建設に利用するため」等々である。そしてこれらのうちの一つ、あるいはいくつかが組み合わされることによ

って特定の人の意見として表明されている。学問・研究には対立がつきものとはいえず、これらの見解は相互に批判し合うというようなこともほとんどない。つまりこれら多くの説の存在は、激しい学問的追求めの過程における諸見解の対立の結果生まれたというより、むしろ不定見さや各説の根拠が薄弱であることの結果以外ではないように思われるのである。「解放令」研究は、どうしてこのような状況にとどまっているのだろうか？

「解放令」成立過程の研究は、近代以降の部落史研究の出発点を占める位置にある。近代社会に組み入れられていく部落差別の性格を大きく規定しているものが「解放令」である以上、それがいかなる経過のもとに、また明治政府の側のいかなる必要性に基づいて政策決定されたかを明らかにすることは、現在にいたる部落差別の存在形態の解明に重大な光を当てるものであると思う。にもかかわらず「解放令」成立過程の研究は、いまだ十分な成果をあげていない。

そこで私は再度注意深く諸説を検討することになったのだが、その結果明確になったことは、それらの説には史料の基礎がきわめて乏しいということであった。つまり「解放令」成立過程に関して史料に則した実証的研究が非常におろそかにされているということである。たしかに原田伴

われるかも知れない。しかし実際に研究を進めてみて驚くことは、これらの当然なことがこれまでの研究に大きく欠落していることであった。①についていうならば誰にでも手に入れることのできる形で重要な史料がまだ紹介もされず多く埋もれていたこと、②についていうならば、多くの研究者(その中には史料を豊富に利用している方々も含まれる)に対して、「この人は史料を自分の眼で読んでいないのではないか」と疑わずにはいられないような、誤った解釈や曲解がきわめて多かった。また③については、大江卓自らの語った自慢話(史料価値はほとんどない)を基礎にしている研究などもいまだ見つけられる。

そしてもうひとつ述べておかねばならないことがある。それは、「解放令」研究に歴史的連続性が欠けているという点である。つまり、大正中期に一時期「解放令」研究が実証的に進められたことがあるが、その成果さえ十分に現在の研究に継承されていないのである。「解放令」研究は、このようにその系統性も欠如している状態であり、またその内容においてもさき述べてきたように実証というもつとも基本的な作業がおろそかにされている。この研究領域は、一般の人々によって多く利用される機会をもつ部分であり、それなりの印刷物も比較的多いと言いうる状態にありながら、その実内容的にはいまだに極めて乏しい成果し

彦氏や馬原鉄男氏のように多くの史料を集め、利用している方もおられる。しかしながらその場合でも、史料そのものの検討とその論文の結論とがほとんど結びついていないのである。つまり史料の検討は紹介程度になされているだけであり、「解放令」の政策意図などはそれらとはほとんど無関係に、研究者の大局的歴史観に基づいて結論が出されているのである。このように、史料の十分な検討という実証的基礎のうえに「解放令」研究が進められていないために、大局的歴史観に基づいて、様々に予測的な説が多方面からまかり通り、その結果諸説が相互に熾烈に批判し合うこともなく雑居するような事態が生まれているのである。

したがって、私がこの論文において追求しなければならなかったことは、「解放令」成立過程の研究を史料学的基礎のうえに再構成するというきわめて初歩的な作業であった。その場合当然にも重点を置いたことは、①可能な限り多くの史料の収集に最大限の努力をすること、②既成の史料解釈にとらわれず、書かれている意味内容を十分な検討をすること、③書かれている意味内容をそのまま受け入れるべきか否かについての史料価値の批判的検討をおこなう等である。これらの努力は歴史研究をするうえで、あまりにも当然な初歩的な学問態度というべきであろう。このようなことを敢えて書くことによって、むしろ私の方が疑

かあげられていないと言わねばならない。

このようにして私は、この小論において、「解放令」研究を史料学的基礎と、研究の歴史的連続性のうえに組みあげるといふ試みをおこなったつもりである。しかし、それがどの程度成功したかは別の問題であり、読者諸氏の吟味されることにはかならない。当然きびしい御批判が寄せられることが予想される。だがそれは私の一番望むところであるといわねばならない。なぜならば、この拙論が論争を通じてこの研究領域における実証研究を深める引き金になるとするならば、それで私の当初の目的は十分に果たしたといふことができるからである。

以下本論に入るわけだが、そのまえに「解放令」という呼び方を使用することについて、お断りしておきたい。「解放令」という表現には、その政策の内容評価が含まれている。ところがこの研究は、当然その政策自体の評価検討と最終的に関連することになる以上、結論を先取りすることごとく評価をともなった表現を検証の過程で使用することは本来避けるべきことであろう。したがって、かわりに客観性をもった略称を使用する必要があるわけだが適当なものが今のところ思い浮かばない。当然公布された「布告」自体に何らかの略号略称が付けられているわけではない。

その場合、よく「大政官布告第六一号」という呼び方が使

用されるし、また慣例化さえしている。しかしこの表現は誤まった史料解釈に基づくもので使用することができない。⑥といふのは太政官布告に番号が付されるようになるのは「解放令」公布の翌年・明治五年一月八日の達書以降のことであり、それ以前にそうした慣例は存在していなかったからである。にもかかわらず「第六十一号」という呼び方がなされるようになったのは、当時次々に出される太政官布告や達書などを一冊の本に編集して市販していたものに「太政官日誌」というのがあり、その中の「明治四年第六十一号」に、いわゆる「解放令」が収められているからである。つまり「太政官日誌明治四年第六十一号」の「第六十一号」が布告番号にすりかわってしまったのである。(当然「第六十一号」には他の布告が一緒に載せられており「解放令」だけではない。)このような誤りは研究者が一度「太政類典」や「太政官日誌」などの史料に直接当たれば直ちに判明することであった。

また別に「太政官布告四四八号」という呼び方もあるが、これも同類の誤りである。この場合は明治四年の「法令全書」に収録されている布告・達書等の目録通し番号のうち、いわゆる「解放令」の前半部分に付された番号が布告の番号と混同されているのである。ちなみに「解放令」の後半部である「府県へ」の布告は「第四百四十九」にな

っている。

以上のような事情によって、本文では括弧をつけることによって「解放令」という略称を使用することにした。

注(1) 「太政類典」(公文書館所蔵)第二編第十三巻八月二八日の項には左記の二つの布告が記されている。両者を合せて「解放令」と呼ぶべきであると筆者は考える。その理由については本論(下)「四、『解放令』の公布」を参照されたい。

布告

穢多非人等ノ称被廢候條自今身分職業共平民同様タル
 〱キ事
 〱同上府県

穢多非人等ノ称被廢候條一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ引直シ方見込取調大蔵省へ可伺出事

馬原鉄男「部落問題の歴史」(二二頁)には、後半の「府県へ」の布告が八月二十九日であるような記述があるが、これは誤りである。

(2) 原田伴彦氏の「被差別部落の歴史」(朝日新聞社・昭和四八年刊)は、多くの史料を利用しておられる。

(3) 馬原鉄男氏の「日本資本主義と部落問題」(部落問題研究所・一九七六年刊)は、もともと豊富な史料を引用している論文といつてよい。「解放令研究」の一つの到達点を示

している(池田敏正「解放令研究の前進のために」『部落問題研究四九・五〇』一九七六年刊四一頁)とか、「現在利用しうる史料のすべてを駆使して総括的な研究をこころみている(岩井忠能「近代身分制の歴史的评价」『部落』七六年一〇月一五頁)という形の評価を受けている。

(4) 大正八年七月一〇日発行の「民族と歴史」第二巻第一号は部落問題の特集(「特殊部落研究*」)を組み、それを契機として研究が飛躍的に進められることとなった。つづいて「民族と歴史」第二巻第三号(大正八年九月一日)には原伝蔵氏が「明治二年公議所に於ける特殊部落民問題」と題する論文を発表し、初めて公議所における「解放論議」と加藤弘蔵の建議を紹介した。また同右第五号には牧野信之助氏が「穢多非人称号廃止問題の経過」と題する論文を発表し、すでに今は焼失している大蔵省史料の紹介がなされた(本論(下)「四、『解放令』の公布」参照)。

また、これらの論文に触発されながら、尾佐竹猛氏は独自に次々と研究を発表した。「穢多非人の称号廃止に就いて」(『歴史地理』第三四巻第五号 大正八年十一月一日)「特殊部落の称号廃止」(『明治文化叢説』昭和九年七月二〇日)をはじめとして、そこには今日の研究をしるぐ内容が多い。

*これはのちに世界文庫 喜田貞吉「特殊部落研究」となって復刻されている。

(5) 「解放令」といふよび方について、上田正昭氏は、「解

放令と水平社」(『部落解放』第一八号所収)の中で次のように述べておられる。

したがって私などは、明治四年八月二十八日の太政官布告第六十一号を「解放令」とよぶことに大きなためらいをもつ。その本質はむしろ明治政府による「部落処分」ともいふべきものであった(五一頁)

また右と関連して、「京都府史料」政治部戸口類(京都府立総合資料館所蔵)の記述には、「穢多等ノ処分」という表現が使用されていて興味深い。

また人見彰彦(きび部落研)は「賤称廃止令」という呼び方を使用しておられるということである。(尾川昌法「近代部落史研究の成果と課題」『部落問題研究六二』(一九七九)三七頁)

(6) 「太政官布告第六十一号」の誤りについては、最近になって原田伴彦氏が若干「日本古文書学講座第11巻」四四頁の中で述べておられる。また文章化されないままにかなりの研究者が知っておられることも事実である。しかしながら、いまだ多くの研究者が最近になってこの呼称を使っておられる。したがって、ここでその誤りについて明確にしておくことは必要であらう。

(7) 「太政官日誌 明治五年第三号」一月八日の項には次のように達書が記されている。

自今布告ノ順次ヲ以テ本文ノ肩ニ番号ヲ朱書シ差出シ候間各省ヨリ布告致シ候節モ同様取計可有之候且後日取

消シ或ハ照準等ノ儀相達シ候節モ干支第何号ノ布告云々
ト相認可申此段相達候也

(8) 「大政官日誌・明治辛未第六十一号至六十三号」に所収。

一、明治二年公議所における「評論」と 議案録にみられる「建議」

いわゆる「解放令」を政府に出させる契機をなしたものと
して最初に取りあげられるのは、明治二年の公議所にお
けるさまざまな「解放意見」である。一つは「里数御改定
ノ議」にたいする各藩代表議員の「評論」中にあらわれた
「解放論議」であり、いま一つは公議所議長の編成した
「議案録」に見られる加藤弘蔵をはじめとするいくつかの
「解放建議」である。以下順次これらの検討をおこないた
い。

まず、福知山藩議員中野齋が提案した「里数御改定ノ議」
に対する各議員の「評論」について検討したい。これにた
いする代表的な評価として次のようなものがある。原田伴
彦氏は「公議所の議員には下級武士の出身で、新進気鋭の
者が少なくなく、彼らは武士階級の下づみとして封建社会
の矛盾を経験しており、民衆の立場も理解しうる傾向にあ
り、それだけに近代的なブルジョア民主主義思想をうけい

れる可能性が強かった」と高い評価を与えておられる。ま
た馬原鉄男氏は「茂木藩議員の熊谷をのぞき、里数改定と
『賤民』解放のいずれを先にするかというちがいはある
が、いずれも両者を不可分の関係でとらえ、しかも積極的
にその解放を主張している」として「潜在的な賤民の解放
要求をふくんだ」「解放論議」であったと把握されている。
はたしてそうであろうか。

「里数御改定ノ議」にかんする「評論」は三月二十七日に
配布された議案をもとにして四月二日におこなわれ、合計
四二名が発言している。「公議所日誌」にはその大意がきわ
めて簡単に記録されているので、それにしたがって議論の
流れを分析してみたい。

最初、議案への賛成意見が続くなかで、七人目の発言者
である宇田善之助が次のように発言することによって、議
論はまったく新しい領域へと発展する。

間然スベキナシ。諸役免除ノ弊モ改正スベシ。且自今
穡多ノ称ヲ廢シ凡民ニ列スベシ。

ここを起点にしていわゆる「解放論議」が噴出するのだ
が、その提出のされ方について従来の解釈を若干訂正しな
ければならない。すなわち、「穡多」地を里数に組み入れな
いのは「近代的交通制度の確立」と矛盾するので、これが
きっかけになって「解放論議」がまきおこったと従来され
てきたのである。特別に「穡多」地だけが問題にされたの
ではない。

いわゆる「穡多ノ称ヲ廢シ、凡民ニ列スル」論議は、そ
れらのなかで、「穡多」地への課役を可能にするための条件
整備、あるいは課役の必然的帰結として位置付けられてい
るのである。例えば雨森謙三郎は次のように発言する。

此論(里数御改定ノ議)を指す一筆者佳ナリ。然レドモ先ヅ
社寺領及朱印地等ノ規制ヲ變ジ、穡多ヲ平民ニ齒スル
ノ法ヲ立テ此議ニ及ブベシ。

また稲津済は

此議(右に同じ)筆者尤妙。社寺領ヲ丁数ニ入ルル上ハ、
之ニ住スル者モ、駅通ノ役ヲ勤ムベシ。穡多モ同シク
人類ナリ、以来人ト齒セシメ、駅通ノ役ヲ勤ムベシ。
したがって、ここで論議されているのは、「解放論議」と
呼ぶのものはかられるようなあらたな賦役の増加のための
「論議」であり、平民と同一の賦役を取り立てるための条
件整備、あるいは同一の賦役がもたらす帰結としての平民
と賤民との身分的同一化の論議とでもいべき内容であ
る。

この「論議」がもし本当に実行されたとしたら、当時の

ているのだが、これでは重要な点を見逃すことになる。つ
まり、「解放論議」が税制の問題を媒介にはじめて提出
されている点である。これは宇田が、「諸役免除ノ弊モ
改正スベシ」と述べてから「穡多ノ称ヲ廢」すと述べてい
ることからも、続いて発言した中沢見作が次のように述べ
ていることから明らかである。

諸侯朱印を賜ル者、諸役免除ノ儀ナケレバ、社寺ノ朱
印アル者モ亦諸役ヲ免ザルハ当然ナリ。

彼等の関心は、専ら税(この場合賦役)を取りあげる点
に存在しているのである。

諸役免除の不合理といえは、同じ朱印地でありながら諸
侯のそれは課役され、社寺のそれは免除というのもおかし
いではないか、撤廃せよ、というわけである。つまり各駅
通における賦役・馬等の供出が義務づけられていた当時
においては、それらが免除されている一部の土地は里数に算
入されなかった。それは支配者の都合による賦役制度を基
礎に置いた里数計算方法であるといえよう。しかしながら
このような方法が「人馬ノ勞ヲ掠ムルコト少ナカラズ」と
いう状態を生み出すに至ったので、三六丁を一里にする純
粋な里数計算方法を導入しようというのが中野齋の提案だ
ったのである。ところが賦役制度はまだまだ廃止されていな
い当時であって、里数計算方法の改定は、逆に賦役制度の

部落の人びとにとつてあまりにも苛酷な賦役増加を招来することになったであらうし、實際上ほとんど不可能な要求であったと思われる。それはまた瘠地、荒地を抱える農民にとつても同様である。小泉重兵衛は、その困難を予想して次のように不安を述べる。

諸役免除ノ制、并五十丁一里モ、其因アルベシ。別シテ五十丁一里ハ本街道ニハ不承、僻遠ノ地ニ有之、土地ノ厚薄肥瘠租税ノ多寡ニ因テ、定メタルモ計リ難シ。若シ一概ニ御改アラバ、却テ擾擾スベシ。能々其根源ヲ糺シテ、改ムベシ。

五〇丁を一里にしているのは、土地が瘠せていて賦役が出せないとか、それぞれに理由があるかもしれないので、その点を十分検討してから改定しないと人民が反対して立ちあがるかもしれない、と述べているのである。

この発言を受けてか、熊谷貞蔵は論を更に一歩進める。

朱印地穢多地等云々、允当ニ似タレドモ、役人馬等差出スニ、穢多地等ハ不都合ナラン。且五十丁一里ハ、荒蕪ノ地ニシテ、民家少ナク役人馬ヲ務ムル力ナキ故一里ヲ五十丁ニ延バシテ、務ムルナリ。今之ヲ改ムルハ、御仁恤ニ非ズ。

熊谷は、課役の無茶な増加をして、「御仁恤ニ非ズ」といひ、積極的にその姿勢を批判しているのである。この発言

は他に白木東、赤見為右衛門とならんで、一定程度人民の事情に配慮をおこなおうとする、賦役の増加に対する反対論ないし慎重論といふべきものである。よくいわれるように熊谷は、「穢多地等ハ不都合ナラン」の言葉によって公議所唯一の「解放反対論者」にされている。しかし前後の文脈からすれば、右の箇所は「御仁恤ニ非ズ」にかかるとも取れるのである。もちろん「穢れた者」の馬や賦役を受けることは「不都合ナラン」という解釈も成り立つが、当時おそらく生活状態も大多数がきわめて悪く、ましてや馬を提供しようにも馬を所有している者はほとんどいなかったであろう部落の人々にとつて、それはあまりにも実情を無視した「不都合ナラン」議論である、という意味にも十分取れるのである。

そして、こういう「仁恤」をわきまえない者から、いわゆる「解放論」が出され、賦役増加に慎重であったり、反対する者（小泉、熊谷、白田、赤見）が「解放論議」をおこなわないことのうちに、いわゆる公議所における「解放論」の非解放的本質があるのである。

公議所の「評論」の中にあらわれた、賤民問題に言及したもう一つの例として、「外国人ニ被雇候者規則案」に対する評論がある。三橋肇はそのなかで次のように言う。

外国人ニ雇フ、奴隸トナル者、四民ハ敬禁シ、穢多ヲ

以テ之ニ許スベシ。

従来この評論は、「里数御改定ノ議」での「すぐれた意見と対照的な」ひどい「発言として評価されてきた。しかし、すでに見たように、両者の間には「支配階級としての賤民に対する残酷な対応」という点での共通性こそあれ、重大な断絶は存在しないというべきである。むしろ問題なのは「里数御改定ノ議」にかんする「ひどい」評論を誤って解釈したことこそあるといわねばならない。

したがって、この章の冒頭に紹介した馬原鉄男氏のように、公議所の評論を部落民衆の立場の反映であるとする考えは、受け入れることができない。

また原田伴彦氏のように「近代的なブルジョア民主主義思想」に近いとするらえ方についても、同様に適切とはいえない。それは「解放論議」が賦役を賤民にも課すことと結びついて提出されていることからみて明確であろう。つまり論議されている核心点は「賦役」というあきらかに封建的な税制度についてなのであり、いわゆる「解放意見」なるものは、その「賦役」制度を拡充・強化することと結びついて提出されており、その撤廃の方向の中で論議されているのではないからである。したがってそれは、ブルジョアの近代的税制とはまったく異なる封建的租税制度の肯定にもとづく議論なのである。公議所の他の議題に「御

国體之儀ニ付問題四条」というのがある。それは「方今我々國體、封建郡県相半スル者ニ似タリ、如此ニシテ、将来ノ国是、果シテ如何」という趣旨で公議人の意見を求めたものであったが、これにたいする公議人の見解は、封建、郡県論がほぼ同数であった。ところがその内容をつぶさに検討してみれば、もっとも進歩的な郡県論をとる者でさえ、「皇族以下（貴族上下士ニ至ルマデ筆者）ノ俸録、総テ廢米ヲ以テ、下シ賜候事」と述べており封建的税制を認めたいうえに論を進めていることがわかる。公議所が「議會」という一見ブルジョア議會制度を連想させる形態をとっていることに幻惑されて、議論の中身までもそのようなものであるうと安易に考えてはならないのである。

たとえば政府筋から公議所に対して「切腹禁止可然ノ議」（第十号議案）とか「官吏兵隊ノ外帯刀ヲ廢スルハ隨意タルベキ事云云ノ議」（第十一号議案）などの進歩的な議案が提出されているが、これらはすべて圧倒的多数で否決されており、それに賛成する者は前者でわずか三人、後者は皆無というありさまであった。また他に公議人の中から「天主教ヲ敬ノ議」（第九号議案）という、キリスト教排撃の議案が提出されているが、これにたいする反対者も一人にすぎなかった。「信教の自由」などという民主主義的思想にはおよびもつかないところに彼等公議人はいたのである。

このように公議所の論議は、きわめて士族意識・治者意識のつよいものであり、旧態依然として封建的搾取のうえに成り立っている武士階級の利害をくつがえすような内容にはなりえていなかった。したがって、いわゆる「解放論議」もそのような文脈の中に明確に位置づけ、理解しなければならぬのである。たとえば「解放論議」を述べた九名の公議人が、右の「反動的・封建的」論議の中でどのように発言しているかをみるならばそのことはよりいっそう明白になる。

まず「官吏兵隊ノ外帯刀ヲ廃スルハ随意タルベキ事云云ノ議」の議案に反対して雨森謙三郎は「兩刀ヲ帶スルハ皇國尚武ノ性」と述べ、これに「大略同論」として稲津斉・宇田節之助・長坂鐵之助等の名前が連記されている。「天主教ヲ駁ノ議」では稲津済が「宜ク速ニ皇國ノ神教ヲ興シ(中略)此教ヲ奉ゼザレバ、平人ニ齒スルヲ得セシメズ(傍点筆者)」と述べ、雨森が「大略同論」としている。これは「解放論議」との関連で興味深い意見である。また園田保は「切腹禁止可然ノ議」に反対して、「世ノ下レルニ從テ廉恥ノ心消耗シ、名ハ士大夫ト雖モ、心ハ商賈ナリ。(中略)切腹アルハ國家ノ洪福ナリ」と述べている。「解放論議」をと考えた他の公議人、山本・飯田・岩田・四王天も同様にこれらの議案にたいして反動的な発言をしている。

からである。

この決議は四月八日に上申され、二四日から三〇日の間に上裁がくだっている。それによると

第三号、里数改定ノ議、建議ノ通可然、但シ此議ハ尚細詳取調可申出旨、民部官へ被仰候ニ付、此段可相達旨、被仰出候事。

四月

行政官

とある。ここで「尚細詳取調」の必要性が述べられているのは、里数改定の具体的実施についての慎重論が数多く存在していたからと思われる。その代表的な意見は園田保が発言している。

國家大本未立、此等ノ事数年ヲ待テ後、改定スベシ。つまり、論議が税制の改革に及んだとき、これと里数の改定とどちらを先に実行するかということが問題になり、意見は圧倒的多数が税制改革を先にすべきということであった。ところが税制をはじめとして「國家ノ大本未立」という状況では里数改定も慎重に実行せよ、ということになったのである。そこでこの実施方法をめぐる慎重論としての多数意見が、決議された議案とともに報告され、右のような上裁の内容になったと思われる。

その場合、当然「解放論議」が報告された可能性がある。しかし、それが後の「解放令」公布にどの程度影響し

また「御國體ノ儀ニ付問題四條」にたいする評論では、進歩的部類の郡県論に入れられるのは、飯田・岩田・四王天の三人だけであり(その進歩性にも異議のある点は先に述べた)、むしろ反動的な封建論の中に稲津・山本・園田・長坂など四名が加わり、「里数御改定ノ議」の発案者である中野が、もっとも反動的な意見に与していることは注目を要する問題である。

こうしてみると、いわゆる公議所の「解放論議」なるものは、旧来の評価とは大きく異なった視点から再検討を要する性格のものであるといわねばならない。そこには税制と身分制とを不可分のものとする考え方をはじめとして、深められなければならない重要な問題が多数存在している。

「里数御改ノ議」は、その後日を改めて四月七日に可否に付され、賛成一七二名、反対七名、その他一九名の圧倒的多数で可決された。この時、いわゆる「解放論議」まで採択されたのかといえ、当然にもそうではない(しかし、「採択された」ようなニエンスで史料紹介されている場合が多いので気をつけたい)。なぜならすでに述べたように、「解放論議」は税制改革の一部として散発的に(計九名によって)述べられているにすぎないし、「決議録」にも決議の内容が「里数御改定ノ議」の文面以外載っていない

たかといえ、否定的にならざるをえない。公議所は、當時政府中樞から好ましく思われておらず、七月にはいったん廃止され、集議院となって再生したときは、権限も縮小され、公議所時代の経過も無視されていたのである。のちに民部省が明治四年三月「解放問題」を取りあげた時も、全く切断された内容でおこなわれている。したがって、「そのような意見もあった」という参考程度の位置しか(最大限推量して)持ちえなかつたと思われる。

公議所における「解放論」として、他に「議案録」に収録されているいくつかの建議がある。直接賤民問題に触れてはいないが身分制の改正に関連する建議を含めると五件になる。

建議の提出者には加藤弘蔵のように高名の者もいるが、それでもって「解放令」への直接的影響を云々することはできないであろう。なぜなら、「議案録」に載せられている議案(六六件におよぶ)は、知り合の議員に案文を預けるなどして議長に届けられ、議長はこれら全てを編纂して公表することになっており、それだけでは投書の類をまとめたものと大差ないといえるからである。しかも、それら全てが評論討議に付されるのではなく、議長権限によって選択され、順序付けられるのである。すくなくとも、賤

民の身分問題にかんする五つの建議はどれ一つをとっても評論された形跡がなく、その予定にも加えられていなかったのである。

したがって、五つの建議の政府に与えた影響といえは、「議案録」が公表されていたことを考慮しても、「里数御改定ノ議」にあらわれた「解放論議」と大差ない。あるいはそれ以下と見るべきであろう。

ただし、これらは当時の世論や論理の展開を知るうえで極めて貴重な史料である。その点での検討が十分おこなわれなければならない。ここでは簡単に各建議の特徴点について触れてみたい。

まず、加藤の建議についてだが、これの一般的評価としては「万民平等の確固たる理念のもとに、賤民の解放を論じている点で、加藤の解放論は明治初期の啓蒙思想家の中でも卓越していたというべきであろう」とされている。その点ではまったく同感だが、どうしてもつけくわえねばならない問題がある。それは、

方今外国交際ノ時ニ方リテ、右様(「非人・穢多」)を人の扱いにしている(筆者)ノ事、其儘ニ被成置候テハ、第一御国辱此上モ無之儀ト奉存候。

という一文である。あとの文に出てくる「乍恐 王政ノ大御欠典ト奉存候」と合わせてみれば、ナシヨナリズムの粹

にありながらも、あくまで支配者階級としての反応と理解することができる。それは、同じ「外国交際ノ時」という情勢認識の上に立ちながら、おそらく農民と思われる生島更作による「貴賤ノ別ヲ軽クスル事」という建議と対照すれば明瞭になる。

士農工商各々権アリテ、国ニ仕フ、均ク人ナリ。只其職ニ因テ令スルアリ受クルアリ。之レ貴賤ノ別ルル所ナリ。サレドモ、方今ノ如ク格別ヲ立ルハ教化ニ於テ甚害アリ。殊ニ海外諸国ニ交ルニ値リテ此ノ如キ弊アル時ハ、外国人モ從テ之レヲ輕視シ、交際上ニ最害アリ、早ク從來ノ習弊ヲ一変シテ、外国人ヲシテ我下民ヲ侮テシムコト勿レ。

加藤にしてみれば、賤民制の存在、あるいは賤民の存在それ自身が「国辱此上モ無」いのに比して、生島にとって、農民という位置からではあるが、自分達が外人からも「侮ラ」れることが耐え難い、と訴えているのである。

このような立場性の違いは、ひとたび実践上の問題に移行したとき、非常に大きな差になってあらわれるものである。加藤のような立ち場にあつては、たとえ一時期「天賦人權論」とも解釈できる「到底人類ニ相違無之者ヲ、人外ノ御取扱ニ相成候ハ、甚以天理ニ背キ候」のような論法を、外来思想の直訳によって立てたとしても、ひとたびその階

級的立場が危うくされれば、改変を加えられ、後に実際に自由民権運動反対のイデオログに変身したようなことへと進みうるのである。その意味で、加藤の後の豹変は批判するけれども、この「非人穢多御廃止之議」は非常に高く評価するというのは、どうにも納得がいかない。むしろ後の変節の芽がここにあらわれているというように、統一的に把握すべきだろう。

また、加藤の「国辱論」をもって政府の「解放令」の意図であるとすると説がいまだに流布されているが、先に述べたように、「議案録」の位置からみて飛躍しすぎた論理といわねばならない。

のころ三つの建議は、支配階級の賤民に対する苛酷な態度を露骨に表現しており、その意味で、「里数御改定ノ議」の評論に見られた大多数の意見を補完する位置にあるといえよう。たとえば帆足龍吉の建議である「穢多ヲ平人トシ蝦夷地ニ移スベキノ議」は、当時新政権が北海道の樞本勢をほとんど鎮圧し、次の課題としてアイヌから土地を奪って開拓の作業に入ろうとしていた動きをとらえ、「穢多」を「金坑材木捕魚」耕種畜牧」に動員することを提案しているのである。そして「伊勢大神祠ニ詣リ、抜除シテ平人トナシ」たなら、「穢多モ亦平人トナルヲ喜ヒ、遷徒ノ勞ヲ忘レ可申」というわけである。ここでの平民化は「解放」

は、蝦夷地への動員との交換条件になっており、後にも出てくる「条件付解放論」の一種である。しかし、彼の場合もっと重要な側面を持っている。すなわち彼によると「穢多」は「奥羽ニ住セシ一種夷人ノ裔」であり、其後田舎磨奥羽ノ地ヲ平ケ、蝦夷人ヲ盡ク日本人トナセシ事ナレハ、穢多モ亦常人ト異ナル事ハ無御座候」というのである。つまり平人化の根拠を、「穢多」の「先祖」としてのアイヌの日本人化に置いている点に注目する必要がある。そして、部落民の解放へのエネルギーをふたたび開拓に侵略に同化へと動員しようというのである。これは、朝鮮人・中国人を侵略によって同化しようとした日本帝国主義の方法の先駆けとでもよぶべきものである。同化が決して差別の解消でないことが今日明らかのように、帆足の建議は、きわめて根本的な問題をもつ「侵略—同化解放論」とでもよぶべき内容といわねばならない。

また大岡玄蔵は、司法権の側面から、「里数御改定ノ議」に関する評論の多数意見へと接近する。大岡の「生殺ノ權ヲ、穢多頭ニ委ヌヘカラサルノ議」は次のように述べる。

抑生殺ハ、国家ノ大權ニテ(中略)然ルニ、謂ニル穢多頭ハ、賤辱ノ身トシテ、却テ独リコノ大權ヲ握リ団衆数千ノ人命、公裁ヲ經スシテ殺戮ヲ専ラニスルヲ得タリ。是 朝廷自ラ大權ヲ輕視スルノミナラス、并

テ人命ヲ輕視スルナリ、甚タ此理ナシ。穢多困衆ト雖モ、齊シク皇國ノ人民ナレハ、御維新ノ際、宣ク困頭專断ノ權ヲ奪ヒ、死生予奪ノ獄等、直チニ政府ノ裁判ヲ仰クヘキ様(以下略)。

当時「穢多」にどの程度の法的自治がおこなわれていたかについては諸説があり、はたして大岡のいうほど大きな権限があったのかどうかについて、疑問は残る。しかし程度は別にしても、実行されていた法的自治を奪うことが、「齊シク皇國ノ人民」であることを根拠に主張されていることには注意を払う必要がある。それは「穢多」の自治を新政権にどのように反映させていくのか、という民主主義の観点からではなく、「朝廷」のもとでの自治機能の全的否定を目的にしている。したがってこの場合も間接支配から天皇政権による直接的支配への移向としての、司法上の支配形態の面での同一化の論議であるといえる。

内山総助の「穢多非人ノ身分御改正ノ議」も「穢多非人」を「百姓町人同様ノ御取扱ニ」すると同時に、「残ラス(穢多地等ヲ筆者)天朝ノ御領ト相成候ハバ、御国益モ莫大ノ御事ニテ、数十万石コレアルヘク候」と、新政府の財政難の解決策として、「穢多非人」の土地から租税を収奪したらよいという、武士階級としての利害に強く規定されている「解放論」である。

奈良本辰也「部落はなぜ残ったか」(一九七五)五九～六〇頁。

諸國の英才を集めてなされた公議所などでは新しい時代を代表するに足る議論がなされ、それはいつしか政府の内部にも一つの意思として浸透していくのであった。

藤谷俊雄「部落問題の歴史的研究」(一九七五)四〇頁。

これは幕末の千秋藤篤(『治穢多議』)以来、彼らの中に発展してきた反封建民主的思想に根ざすものであり、それは彼らが武士階級であるとはいえず下層の出身であり、彼ら自身が封建制の矛盾を身をもって体験し、また日常生活を通じて一般人民、部落民の抑圧された状態に人間の同情と理解をもったからにはかならない。さらにまた、そのような彼らの生活感情の上から立って理解された西欧のブルジョア的民主主義思想の影響もあつたであらう。

(6) つまり従来の見解では「近代制交通制度の確立」の側面からのみ「解放論議」が位置づけられる関係にあつた。そこから出てくる「解放論議」の評価は、当然にも「近代的・進歩的」なものとならざるをえない。従来のはほとんどすべての研究者がこの立場を取っておられる。馬原氏は若干、「諸役免除ノ故」の側面を把握しておられるが、理解は他の研究と同じである(『日本資本主義と部落問題』一頁、三四頁)。

ただ、これらすべての建議を見るとき、どのような意図にもとづいてであれ、この時期すでに賤民制の廃止は、必然的な流れであるとの認識で一致しているように思われる。それを作り出したものが何なのかという分析は、大局的な論議としての別稿にゆずる課題であるだろう。

注(1) 『明治文化全集 第一巻 憲政編』所収の「公議所日誌 第一」には、「里数御改定ノ議」の内容を次のように記してある(二九～三〇頁)。

諸道ノ内朱印地穢多地等、旧幕府ヨリ諸役免除ノ故ヲ以テ、路程町数高ニ入ラザル者、往々有之、且土地古来ヨリノ浴襲ニヨリ、五十町一里ト称スルモノアリ。是等ノ類、里数平等ナラズ、人馬ノ勞ヲ掠ムルコト少ナカラズ、依テ以来都テ 皇國從來ノ里程三十六丁ニ一定仕度奉存候。

(2) 評論は「同右」三〇～三二頁に記載されている。本文中以下「評論」の引用は同所から。

(3) 「議案録」は正確には「官版 議案録附決議録」として「同右」一三五頁以下に収められている。本文中「議案録」からの引用はすべて同所から。

(4) 原田伴彦「被差別部落の歴史」一七四頁。

(5) 馬原鉄男「日本資本主義と部落問題」一三頁、二三頁。

公議所での議論を高く評価する研究には他に次のようなものがある。

右のような見方を取るとき、当時の部落差別の性格を「里数計算からも部落は排除された」と安易に考える傾向を一般に与えてしまうことになってしまふのではなからうか。

(7) 中野斉「里数御改定ノ議」。本論五頁の注(1)参照。

議案はきわめて簡略に記載されている(議長がまとめることになつている)ため、この「人馬ノ勞ヲ掠ムルコト少ナカラズ」が一体的に何を指しているか定かではない。ただ商業上の一般交通量が增大して、賦役制度を基礎にした里数計算よりも比重が高くなつて、背景として考えられる。また各藩によって里数の算出方法が異なつていたことがあつて、統一国家になつた時点でその矛盾を解消しようとしたのかもしれないが、正確なところは今後の研究に待ちたい。

(8) 「部落解放」第一八号二五～二六頁の座談会での発言。同様の評価は原田氏「被差別部落の歴史」一七四～五頁に記されている。

(9) これに近い考えは、秋定嘉和氏が「被差別部落と」近代『』『伝統と現代』第四〇号『』一〇三頁で若干述べておられる。

(10) 浅井清「明治維新と郡縣思想」一九〇～一九九頁には「公議所日誌」をもとにした詳細な研究が記されている。それによると次のように結論が下されている。

此等の意見を見ても郡縣・封建は相半ばして、決して

各藩の武士階級は郡縣の即自実施に対しては勿論のこと、封建の廃止に対しては反対して居ることが分るのである(一九八頁)。

- (11) 判沢弘『明治時代論』、『日本文化史』(2)『有斐閣新書』一五―一八頁には、公議所の論議が「近代を拓いてゆくべき機関のそれとしては、余りにも暗く貧弱であった」ことが、本文中の議案に則して平易に解説されている。

- (12) 『御国體ノ儀ニ付問題四條』に対する意見においては、公議人の氏名が記されておらず、かわりに藩名が記されている。尾佐竹氏は「穢多非人の称号廃止に就いて」歴史地理『第三四巻第五号』(大正八年)の中で「解放論議」をおこなった者の藩名を割り出しておられるので、それに従って逆に公議人の氏名を判別する方法をとった。参考のため、ここに各公議人と藩名を記しておく。

- 宇田節之助(六浦)、雨森謙三郎(松江)、岡田保(森) 岩田瀬左衛門(広瀬)、長坂鐵之助(高崎)、稲津清(鉄肥)、四王六兵亮(前橋)、山本昇之助(榎羅)、飯田逸之助(安中)

- (13) 最近の研究では小林茂『部落』、『解放令』の研究(一九七九)がその顕著な例である(六七頁、九二頁)。また馬原氏も『講座部落の歴史』、『部落』79・4号八九頁で同様の解釈を述べておられる。これらは最も初歩的な誤りというべきであろう。

- (14) 前出『官版 議案録付決議録』に所収。

府」という安易な図式は廃棄されるべきであろう。現に、公議所における「解放論議」が実施されるように進んでいたと仮定してみれば、廃止の方向にあった賦役が賤民にも逆行して課せられることになり、当時であったはずの多くの時代錯誤の産物となったであろうことは想像に難くない。まさに大久保のように「空論浮議」「無用の論」と評するしかないのである。公議所における「解放論議」が「解放令」に与えた影響を否定的に見なければならぬひとつの根拠はこのようなどころにある。

- (17) 前出『明治文化全集 第一巻』、『集議院日誌第一』参照。

- (18) 前出『明治文化全集 第一巻』所収の「公議所法則案」には「議案」の扱いについて次のように記されている。

一 議員に非サル者、若シ議事所ニ建言セント欲セバ、議長若クハ議員ニ、議案ヲ托スベシ。

- (19) 「同右」には次のような記述がある。

一 議長ハ諸議案ヲ受取り、番号ヲ付ケ其大意ヲ抄シテ印行スベシ。

但シ公議ニ出タスノ順序ハ、議長免許ヲ與フルノ順序ニ任セ、必シモ番号ニ拘ハラザルベシ。

- (20) 前出『官版 議案録附決議録』には、「公議所日誌」の方にまた評論が記載されていない議案に対しても番号が付されておりそれらは公議所が閉鎖される以前に審議の予定に加えられていたものと考えられる。

- (21) 前出『日本資本主義と部落問題』一四頁。

- (15) 前出『公議所日誌』からでは正確な日時がわからないが、前後の関連からその範囲だけは判明する。また「上裁」は六三頁に記されている。

- (16) 馬原氏は、公議所に対する明治政府の態度を「厄介視」として批判的に見ておられる。その結果次のような評価がくだされている。

潜在的な賤民の解放要求をふくんだ、そうした人民闘争の昂揚を背景とすることによってのみ、支配階級内部の開明的な絶対主義官僚は、保守派官僚のサボタージュを排除して、その解放を提起することができたのである。公議所における解放論議の経過は、このことをよく示している(『日本資本主義と部落問題』二三頁)。

このような判断の根拠は公議所の「様々な論議を」「開明的」とする解釈と、大久保書簡(桂苑)の解釈に基礎を置いている。しかし、本文ですべて述べているように、公議所よりも明治政府の方が、より開明的であるし、また大久保書簡にみられる「公議所など無用の論多く、未だ今日の御国体には適し申まじく候」の解釈についても、むしろ公議所の保守性や「空論浮議」を非難する意味に解釈すべきである(井上勲『統一國家のヴィジョン』、『近代日本政治思想史』一、二九―三〇頁。浅井清『明治維新と郡縣思想』一九八頁、二〇二頁)。したがって馬原氏をはじめとしてほとんど通説とされている「進歩的公議所」対「反動的政

- (22) 加藤の建議への批判的な評価をおこなっているものとして、他に次のような研究がある。

池田敬正氏は「解放令研究の前進のために」、『部落問題研究』四九・五〇)で、「加藤弘之の解放論には、天賦人權説と絶対主義的天皇制イデオロギーとが共存していた」としている。「解放令前後」、『近代日本と部落問題』にも同様の研究があるとのことである。

またそれを受けて、新田晴男氏は「『解放令』の意義」(『部落問題研究』五三、一九七七年五四頁)の中で、「一見進歩的ではあるが、それは決して、近代市民への解放を打ち出したものではない」と述べている。

- (23) 内山総助の建議は、議案録に記載されているものだけから解釈すると、「御国益モ莫大ノ御事ニテ、数十万石コソアルヘク候」という部分が強調されて、きわめて残酷乱暴な「解放論」に理解されるものとなっている。しかし明治二年六月十五日発行「中外新聞」第二十号(『明治文化全集』第一七巻)には、「松本藩内山總助建白書の写」が記されており、公議所への建議ときわめて近い内容であるが、ニュアンスが全く異なっている。そこには検討すべき問題もいくつかあり、別稿でさらに厳密な検討をおこないたい。

二、京都府と東京府による建言

明治二年における公議所でのさまざまな「解放意見」のあと、政府に直接関連する形で「賤民」身分問題に関する動きが史料にあらわれるのは、明治三年も末になってからである。同年一二月、京都府と東京府より太政官宛に二種類の建言が届けられている。京都府の建言には一二月一日と記されており、東京府のそれには一二月とだけあって日付がない。双方はまったく関連なく作成し提出されているものの、時期をほとんど同じくしていることが偶然以上のもを感ぜさせて興味深い。

まず京都府の建言であるが、これは発見・紹介が比較的新しいことや、「解放令」公布との直接的関連が示唆される側面をもっているために注目されている。全文はすでに紹介されているので、ここでは要点だけを引用することにしたい。

建言に到った動機について京都府は次のように述べている。

御国内ニ古来ヨリ穢多非人ト申モノ有之一種人類異ナルヲ尋ヌルニ或ハ外国ヨリ帰化ノ民ト云或ハ辺地王

化ニ不服モノ、後ト云畢竟其所業死牛馬皮角等ヲ取扱ヒ又ハ民間之食餘ヲ乞ヒ致渡世候故終ニ其生穢タリト申事ニ候半敷追々其類繁殖シ間々大厦ヲ構ヘ貨殖ヲ成シ驕奢儉安ニ日ヲ送り又ハ傲然流民ヲ使役其酋長之如キ躰ニテ却テ平民ニ勝レル渡世方ノモノモ有之此儘ニ差置候ハ其種類ハ追年増加シ其心術ハ弥貧残ニ可成行ト被推察候

ここには、①「穢多・非人」の人口増加、経済力・生活水準の高度化、そして社会的な力の増大が不可逆的に進行しつつある事実、②それは旧来の身分制の秩序を破って部分的に平民との逆転現象さえ招来させつつあること、③このままに放置しておくならば事態は更に進行し彼らの「貪(吝)残(酷)」な傾向に拍車がかけられるだろう、という危機感が述べられている。したがってその解決策として平民化が目ざされる訳だが、いったい「此儘ニ差置候ハ」というあせりに満ちた危機感の正体は何だろうか。第一にはなんといつても「其種類ハ追年増加シ」とあるところから、不断に増大する経済力もたらす賤民身分の社会的地位の向上と既成の身分秩序との矛盾・衝突がますます激化していくことであろう。本来平民の下にあるべき「賤民」の地位が、部分的にはあれ平民を凌駕しつつある。このまま放置しておけば身分秩序そのものが權威を失ない大衆

の力によってくつがえされる可能性もある。したがってこの両者の矛盾・衝突を支配階級のイニシヤチブによって早急に解決しなければならぬ。これが危機感の第一の実体である。ところがそれについて述べられている危機感には、「其心術ハ弥貧残ニ可成行被推察候」というものである。「貧残」が引用の冒頭部にある「貪吝残酷」の略であることはすぐ理解できる。いったいこの言葉を通して京都府は何を危惧しているのだろうか。右の引用文中からその実体を探ろうとすれば、「畢竟其所業死牛馬皮角等ヲ取扱ヒ又民間之食餘ヲ乞ヒ致渡世候」以下の部分を指し示していると考えられないであろう。すなわち死牛馬の取り扱いや皮革業の労働をするほど「残酷」であり、物乞いなどの生活を何とも思わない「貪吝」な性格、これらの「穢多」「心術」それ自身が奔放な経済生活の中で拡大し、社会的な地位を占めることによって部分的にはあるが無視できない風潮になるところにまで進みつつあることが、もう一つの危機感の実体なのである。とするならばこの危機感、たんに「穢多・非人」を平民にすることによってだけでは解決されないことになる。それは「貧残」な「心術」を持つ勢力の勝利を確認すること以外を意味しないからである。

このようにして京都府は、もう一つの矛盾を抱えること

になる。すなわち、趨勢としてある「賤民」を平民にしなければならぬ必然性と、その結果生じるであろう「貧残」な「心術」の勝利を防ぐこととの間の矛盾である。そこで建言は解決策として次のような「解放論」を提唱するのである。

一視同仁至大海涵之御政途ヲ以終ニハ一統平民ニ被仰付度儀ニモ可有之候得共從來不齒モノ俄ニ平民ニ列スルコト彼等ニ於テモイカニモ大幸ノ至ニ付其内先國家ニ有益之事人民便利之事ヲ起シ候者ハ平民ニ被擢スル道御開キ有之度奉伺候

平凡に考えるならば、「俄ニ平民に列スルコト」が「賤民」にとつて「イカニモ大幸ノ至」であるならば、恩を着せる意味でも直ちに実行する方が、支配者にとつては都合が良いと思われる。しかしながら、あえてその「大幸ノ至」を否定することのうちに、先に述べた京都府の抱えた矛盾を解決する苦肉の策が込められているのである。つまりここで京都府は「國家有益之事人民便利之事」を行うこととの引き換えに「平民に被擢」するという方法を進言しているのである。この方法は条件付「被擢解放論」とでもいうことができるであろう。しかしこの方法がなぜ先の矛盾を解決することになるのかという点については、解答は、残念ながら建言の中に明瞭な形で見出すことができない。そ

ここで京都府権大参事榎村正直の当時の発言³⁾からその答を探してみよう。

榎村は、翌四年の三月上京した折、偶然に弁官から「穢多等ノ処分」について意見を訊かれる機会を得た。当時民部省から太政官に同問題についての稟議がなされていたからである。そこで榎村は次のように提案している。

一、向後世ニ有益の職業ヲ習ヒ覚ニルモノ金何百兩以上ヲ出シテ道橋開拓等ノ費用ヲ助ルモノ鉄道何里ヲ開クモノ其他世ニ功勞アルモノ行状正シク衆ニ抽ルモノ皆漸次ニ拔擢シ平民トナシ度候事

一、如此漸次ニ平民ト為ストキハ諸人其功勞行状等ニ感シ自ラ隔絶ノ念ヲ絶テ素ヨリ人心不折合ト申儀モ有之間敷随テ彼等皆行ヲ慎ミ業励ミ競テ渡世ニ益ヲ備ヘシ事ヲ欲シ彼之自暴自棄之惡風変シテ力食有益ノ真ノ平民ト相成道路水利之管繕荒蕪開墾ノ助ヲ成シ一挙幾得共可申ト奉存候事(傍点筆者)

これは京都府建言中に述べられていた、平民に拔擢する場合の条件を更に詳しく展開したものであるが、その目的がどこにあるかも明瞭に述べている。すなわち、維新政権の当時の諸課題を表現するための労働力および資金源を部落民に求めようとすると同時に、「世ニ益ヲ備ヘシ事ヲ欲」する「真ノ平民」へと部落民を教化しようというので

対にないからである。つまり「人外の人」から「被支配者としての人」への転換を意味するものにすぎないのである。したがって、そのためには「人外の人」としての生活態度や行動を捨て、被搾取者として十分な「真の平民」になるよう強制しなければならぬ。平民になることこの条件にした「国家ニ有益」「人民便利之事」の実行とは、「世ニ益ヲ備ヘシ事ヲ欲」する「真の平民」になるための矯正捧なのである。そこにあるのは、隔絶した社会に閉じ込められることによって形成された独自の歴史的 성격―それは部外者には「奇異」なもの、あるいは「穢れたる者」の属性としてしか映らない―に権利を与えることではなく、逆に敵意と差別的嫌悪感に基いて、それを抹消せんとする政策なのである。そしてその行きつく所は、維新政権が新たに開始した国家建設事業に奉仕する限りで認められる「真の平民」への編入である。こうして京都府の官吏の目に映った進行しつつある「賤民」身分制の崩壊は、新国家建設の推進Ⅱ支配階級の強化と強収奪可能な平民の増大という形で収束することができる。これが京都府の建言の構想のすべてだったのである。

このような構想が現実化したとき、その政策の実際の効果はどのようにあらわれるであろうか。建言によると、すでに京都府は、「其含ヲ以テ」「開拓鉄道造管等」に部落

ある。ここに至って「貪吝殘酷」あるいは「自暴自棄」などの「惡風」を「矯正」し「平民」と化することの意味が明確になって浮びあがってくる。

引用文に見られた「穢多・非人」のさまざまな「惡風」が具体的に何を指すのかということはこれ以上詳しくはわからない。しかしこれだけの文章によってでもある程度の輪郭をうかがい知ることができる。「貪吝」な生活態度、一時的な餐沢を求めての散財、「酋長」に表現される立居振舞等々、しかしそれは、士族であろう彼等京都府の官吏の差別的嫌悪感という色眼鏡を通して見えていることにすぎない。武士社会の倫理の中に育ち、士の道とはかくあるべきという觀念の先行する彼等にとってみれば、人外の人として隔絶され、人の最も忌み嫌う職業に携わっていた「賤民」の生活状態からさまざまな行動についてまで、理解し得ぬどころか、嫌悪以外の感情で見ることができなかつたであろう。加えて数百年の差別政策の歴史は、他の「平民」との生活態度や感情の差までも強固なものにしていただろうと想像される。しかし平民に加えるからには、平民と同じようにつましやかな生活態度をとり、十分な搾取の対象になつてもらわなければならない。彼等支配者にとつて、本来「賤民」の身分問題とは、当然にもその身分を士族や華族、ましてや皇族に編入することなどでは絶

民を動員することの検討を開始しており、その意味でも政府からの同問題への「評決」が下されるのを急いでいたのであつた。動員の方法等について何も記載されていないが、それが「功勞」と呼ばれる限りにおいて無償あるいはそれに近いものであり、「賤民」としての最後の、そして特別の賦役であつたことは間違いないであろう。その結果生じる経済的負担の影響、それまでの職業を失なう可能性等々を考慮に入れば、新政権のもとの「平民」としての出発は、一般の平民との間にそれ以前よりも、より経済的、社会的な格差を抱えることになつたであろう。明治二年におこなわれた新たな身分制の再編成(華、士、卒、平民に改変された)からも排除され、遅れて、「平民」にならうとする「賤民」の人々にとつて、それは新たに加えられる死錘以外のなものでもなかつたといわねばならない。

武士階級の支配のために作りあげた賤民制、それが崩壊しようとする時にあつて、そこから逃れたいという部落民の希望までも収奪の契機へと転化することによって新政権を強化しようとする、この京都府の建言も、「解放」を呼ぶにふさわしい内容をもつものとはいえないであろう。京都府建言は、いままでのいくつつかの「解放」論議と同じ支配者の利益を代表する内容を持ちながら、特に被搾取者としての教化に重点を置いた「解放論」ということができる

のではないかと思う。

なにはともあれ、京都府建言は太政官に十二月十八日付で送られ、「指揮」を待つことになった。ところが、三月に横村が太政官に意見を提出することもおこなったが、いっこうに回答が寄せられない。業を煮やした京都府は、再度建言および横村の意見を複製し、それを添えて催促状を送った。催促状の日付は、明治四年八月二三日であった。八月二八日、いわゆる「解放令」公布のわずか五日前である。

ここで注意しておきたいのだが、以上引用してきた京都府建言および横村の意見などは「京都府史料政治部戸口類」の中の「解放令」の京都府布令中にすべて一括して記されている。それによると八月二八日に公布された二つの布告につづいて、「是ヨリ先本府相議シ漸ヲ以テ穢多非人ノ區別ヲ廢シ平民ニ同視シ」から始まって二月一八日付の建言、翌四年三月の横村の意見、そして八月二三日の催促状までが紹介され、最後に「是ニ至テ太政官遂ニ本令ヲ下布セラル」とある。この文脈を忠実に受け入れるならば八月二八日の「解放令」公布は、直接に京都府の働きかけによったものであるというニニアンスを読み取ることができる。また催促状と「解放令」のわずか五日間の差はこの文章をさらに説得力あるものにしていく。もしこの史料の

されていない。ただ八月二八日をもって「自身身分職業平民同様タルヘキ事」と記されているのみである。この内容上の差異については十分な注意を払うべきであると考える。つまり京都府がもっとも力を入れて主張した「抜擢」の点が受け入れられていないからである。

この内容面での両者の断絶とも言うべき隔りは、京都府の働きかけが太政官をして「解放令」公布に動かしかめたという推察を疑わしいものにせざるを得ない。つまり京都府の占めている政治的な位置の大きさからみれば、たとえその「圧力」としての効果を仮定することができても、少くともその政策的内容において太政官を動かしたとは考えにくいからである。

しかも現在は、その「圧力」の面でも京都府建言の位置を低く評価せざるをえない。というのは、のちに本論(下)の四で紹介するように太政官の「解放令」公布内定の日を示す二つの史料が存在しているからである。そこにはそれが八月二二日と記されているのである。そのとき京都府の「催促状」はまだ出されていないからである。

明治四年八月二八日の「解放令」が記録されている政府側文書の「太政類典」をひもとくと、そこにも「京都府史料」の主張に異議をはさむような事実が収録されている。

文面をそのまま受け取るならば、本論の課題も一挙に解決するといえるものであるが、果してそれでよいであろうか。

何かの布令が出され、それが文書に記録される時、布令が決定されるまでのいきさつなどを示す資料をそれに添えるものであるが、太政官布告のあとに京都府が勝手に自分の手持の資料を添付するというのは、少し筋が違うというものであろう。したがって、この文面に依拠して軽率に判断をくだすことはできないといわねばならない。

しかも先程から検討してきたように、京都府の構想は条件付きの「抜擢解放論」とでも呼ぶべき方法をとっており「俄ニ平民ニ列スルコト」には批判的である。それは横村の東京における提言中の次の強い発言によっても明らかである。

一、即今穢多非人ノ唱ヲ一般ニ廢スルニ不及唯彼等ヲ抜擢シテ平民トスルノ道ヲ開キ度候事

ここではあえて即時解放の方法を引き合いに出すことによつて、正面からこれを否定している。それは抜擢によつて除々に「解放」することに重要な意義を見出ししてきた京都府の立場からすれば当然といわねばならない。ところが八月二八日の「解放令」はすくなくとも形式的には「無条件の即時解放論」の形をとっている。そこにはいかなる条件も、いかなる時間的な巾をもった「解放」の過程も記

「東京府上申」がそれである。「解放令」成立の経過を示す菅の政府側による添付資料には、右に述べた「京都府史料」はどれ一つとして加えられておらず、全く別の東京府の上申書が加えられているのである。「解放令」公布の直接的契機となったのは、京都府の建言ではなく東京府の上申書であろうか。

この東京府による上申書は、また別の意味でも十分に検討を要する意義がある。それは上申書に添えられている弾直記による歎願書(東京府宛)である。東京府の上申は、京都府の建言と違って比較的簡略であつて独自の政策を形成するような創意性もみられないかわりに、弾直記の歎願書につき動かされていることに大きな特色がある。

東京府上申書は、これまでの「解放令」研究において引用されたり検討されたことがなく、未紹介史料と思われるのでここに全文を引用しておきたい。(書式からみてこれは、実物ではなく「太政類典」用に引き写したものと思われる。)

東京府上申書宛

当府附屬弾直記儀皮革製造ヲシテ税金ヲ納メ御國中皮革ノ職業ハ右ノ者管轄ニ被仰付往々長吏撰挙ノ上醜名除去被差許度別紙ノ通歎願申出候間熟覽勸考候処分國內長吏皮革製ノ儀一手管轄ト申儀ハ差支ノ筋モ可有之

裁ト存候且又直記配下長吏ヲ始メ猿引乞胸等ノ職々ハ
 旧古ヨリ平人ノ交リヲ絶チ一派ノ種類ニ相立居候ハ其
 原由不評候へ共今皇國普天ノ下ニ於テ穢多非人ノ称号
 ハ不都合トモ被存旁專ラ御体裁ニ關係候筋ニ付右ハ篤

ト御詮議ノ上可然御所置有之度此段申進候也 三年十二月
東京
 彈直記によって寄せられた二つの願いのうち、「国内長

吏皮革ノ儀一手管轄ノ儀」は「差支ノ筋」もあるうが、「穢多非人ノ称号」の問題については醜名「除去」すべきと思われるので上申するという訳である。右文中の「今皇國普天ノ下ニ於テ穢多非人ノ称号ハ不都合」および「専ラ御体裁ニ關係候筋」がどのような実体を含んだ論理であるのか、この文からだけでは十分にわからないが、加藤弘蔵のいうところの「國辱論」とも共通していると思われることができる。また「醜名除去」が、後に引用する弾の提案のように、職業上の拘束について旧来のままにしておく方式をとることを意味するのかがどうかについて全く記されていない。いずれにせよ、東京府としての積極的な主張は非常に弱く、そのためにも弾による歎願書が添えられる形になっ

ていると思われる。
 彈直記による歎願書は、部落民自身の要求が明治政府部内に届けられた注目される例であるし、興味ある叙述も多い。しかし「東京府上申」そのものとは対照的にきわめて

長文であり、全文を引用することは困難なので、以下抜粋によって論をすすめたい。

御願ハ関八州同様諸国長吏共儀私管轄ニ被仰付候ハ、
 御国内一般共厚申諭一体ノ商法ヨリ規則相立職々ノ分
 限ニ応シ皮革稅取立獻納為致候ハ、莫大ノ上金ニモ可
 相成且又醜名御除去ノ廉ヲ以一時巨万ノ上納モ可相成
 見込ニ御坐候（中略）尤私并支配下ノ内譜代家来筋ノ
 者ハ身元御吟味ノ上旧御幕ノ初平民ニ御引立被成下白
 日青天ノ身ト相成候而已ナラス当御府附属ニ被仰付右
 ヲ跋望仕候私支配其外諸国ニ罷在候同種類ノ者共儀悲
 羨欣慕罷在候儀ニ御坐候何卒広大ノ被為布御寛典御國
 内一般右醜名御除去被成下置候様伏地奉懇願候

右の引用部分以前の文章によると、当時彈直記は、配下にあった関八州において「長吏」をはじめとして計五職（他に非人・猿引・乞胸・サマラ）の「賤民」を取締っていたこと、その中で「長吏」の取扱う死牛馬およびその他の皮革については、弾の支配による問屋に一切を差出させ独占的に製品化し、それを上納および一般向け商品として販売していたこと、そしてその場合、取扱う皮革を年約一万枚と見込んで金五百両の税金を雑税として納めていたことなどが記されている。ところがこのような方法は関八州に限られ、その他の地域についてはまた別の方法がとられ

ていた。そこで右引用文中にみられる弾による第一の願いというのは、全国の「賤民」を新たに弾の管轄下に組み入れてもらいたいということであった。そしてそうすれば政府に対して皮革税を「莫大」に上納できるといふものである。第二の願いは、旧幕府時代にすでに弾をはじめ直属の手下（六〇人余）が平民に引き上げられたように、全国の「賤民」の「醜名除去」の願いをきき入れて欲しいといふものである。そしてその代償として巨万の上納ができる「見込」にあることが述べられている。

当時の新政権の財政難につけ込むような形で二つの歎願を受け入れてもらおうとする態度が明瞭であるが、それはさておきこの二種類の要求は、非常に奇妙な組み合わせを持つ要求である。一方では中央政府権力の全国的支配の強化の情勢に合わせて自らの「穢多・非人頭」としての位置を全国に拡大しようとしているのだが、当然にも頭としての位置が「賤民」を管轄するという目的によってはじめて存在意義を与えられる以上、それはあくまでも「賤民」の存在を前提にした要求であるといえる。ところが他方では同時にその前提となるべき「賤民」制そのものを廃止すること

を弾は要求しているのである。この矛盾を解決して弾は次のように提案する。

論諸御向御用等自然御差支相成候ノミナラス中ニハ跋
 扈増長ノ徒出来却テ弊害ヲ生シ候儀モ有之候テハ深ク
 奉忍入候間職業丈ハ私へ取締管轄被仰付度左スレハ右
 長吏共ノ内ニテ篤実勉勵ノ者人撰除名相願右ヲ目的ニ
 責勵為致自然遜謙自責相互ニ誠合諸御用向大切ニ為相
 勤御用皮革類ノ儀モ世上流通第一ニ相心得目前ノ私
 利ニ走ラス誠直実意ニ家職為相營永世莫大ノ実効相立
 候様仕度志願ニ御座候

すなわち「醜名除去」にもかかわらず職業だけは弾の管轄下に置いて欲しいというわけである。そうすれば弾による皮革業の独占的全国支配とともに、全国の「賤民」の悲願の要求も矛盾なく実現できるといふものである。しかも「一時」に「醜名除去」するのではなく、「篤実勉勵」の者を選んで平民にしていけば、皮革業にたずさわる積極的な意欲を生み出すことができるだろうというのである。

このように見れば前項で引用した京都府の「抜擢解放論」と同種類の考えであることに気づく。しかしその様相は大きく異なる。職業の自由については、京都府建議においてはその抜擢条件の項をみれば「向後世ニ有益ノ職業ヲ習ヒ覚ユルモノ」などと記されており決して旧来の職業に拘束しようとするものでないことは明らかである。したがって「解放」と交換条件に貢献すべき対象も新政権の新た

なる国家建設全般に向けられており、決して皮革産業の枠に縛られてはいない。ところが弾の方法によれば、あくまでも弾支配下の皮革産業への貢献というルートを通じた国家への貢献が交換条件になっているのである。また「解放」を政策上の課題にあげることになった動機というのは、京都府の場合、支配者の側からの身分政策の危機に動機づけられており、したがってその対応も「賤民」の生活態度を「平民」にあるまじきものとして差別的嫌悪感のもとでとらえ、搾取可能な「真の平民」へと教化する意識性につらぬかれていた。ところが弾の歎願にみられる「解放」の動機は、あくまでも被差別者としての「賤民」全体の「悲羨欣慕」を自ら代表して「伏地奉懇願」するところであり、そこには「賤民」としての立場の共有があるといわねばならない。もしも弾が皮革産業の独占だけを目的にしているとするれば、それに阻害要因を持ち込むような「醜名除去」を同時に提案することは避けると考えるのが妥当であろうからである。したがってそこに表現されている弾の要求は、すでに彼自身は平民化されたとはいえ同じ被差別者としての立場から提出されている「懇願」であるということができるのである。

こうして弾は、一方で賤民制の桎梏にあえぐ全国に散在する部落民とともに解放への悲痛な願いを抱きながらも、

同時に自らの「頭」としての特権の拡大を目指し、それが崩壊しないかぎりでの「解放」に限定しようとしているのである。一挙に解放することによって「跋扈増長ノ徒」が生れることは、引用文中にあるように支配者にとって不都合であるばかりか、部落民の上に居座る弾にとっても「特権」を脅かす事態であったのである。彼の歎願の性格は、「穢多・非人頭」としての階級的立場に明確に限界づけられているといえよう。

それではこの弾直記による歎願書も含めて東京府上申書は、いったいどのように太政官に反映されたのであろうか。まずこれが「太政類典」の中に「解放令」と共に添付されていることから考えられる直接的な両者の関連性であるが、この事実だけで両者のつながりを判断することは避けたい。というのは、東京府の上申書と共に「解放令」の成立とはおよそ縁のない文書も他に合せて添付されており、十分に検討・整理された文書整理のうえで「太政類典」のこの箇所が編纂されているとは考え難いからである。またすでに述べたように東京府上申は、積極的に政策を提案しているというよりもむしろ弾直記の歎願によって動きがなされており、進言の内容もいまだ問題を喚起する性格にとどまっている。その意味で上申書のもつ力は大きく弾の歎願書に依存しているといえよう。ところが弾の願

いは、十分に太政官によって尊重されたというよりも全く逆の取り扱いを受けているのである。もちろん二つの願いのうち「醜名除去」については、たしかに「解放令」によって(異なる形態を通してであるが)実現されている。しかし彼の「頭」としての存在基盤を保持するために提案した「長吏」身分の皮革業への拘束の要望は全く無視されたのである。当時弾は「兵部省から、皮革製造伝習御用を命ぜられ、王子滝野川の元反射炉跡一万坪を皮革製造所として貸下げをうけ、舶来の皮革を用いて兵卒の短靴製造に着手し」ていたのであるが、「解放令」は先の弾の危惧を現実のものとして、職業の選択は法制上自由になり「これまで配下のものから買い集めていた皮革類が入手困難となつたことなどの事情で、滝野川工場は閉鎖となつたのである。以後弾は没落の一途を辿ることになる。つまり弾は、明治維新以来、新政府との良好な関係によってつくりあげつつあった新たな地位をも「解放令」によって失なってしまったのである。その点から考えれば「解放令」は、当時政府(兵部省)自らが進めつつあった弾を通じた皮革業振興の方針まで根底的に変革する位置を持っていたのである。このように考えるとき、弾の歎願書の政府に与えた影響はきわめて軽く評価するしかない。

ただ東京府による上申書だけを見るかぎり、「解放令」

との有位な関係も、またそれを全く否定し去る根拠も見当たらない。「醜名除去」については実現されているし、そうかといってそのことを十分な政策審議を基礎に強く進言しているわけではないからである。しかしこれを京都府の建言とからませて考える時、今後の検討を要する課題が浮き彫りにされてくる。まず第一に、新政権直下の東京と京都の府から「賤民」の身分問題が提起されたことの意義である。つまり建言の中味の問題はさておき、両府の持つ位置の大きさが中央政府に対する重大な検討課題を投げかけることになったことは想像に難くないからである。第二には、両者とも部落民自身の新たな動向をいち早く先取して解決を模索しており、東京府の上申が弾の歎願によって動きがなされているという点が特徴的ではあるけれども、何らかの新たな動きが下部で進行しており、それへの対応が支配の側に要求される段階に入っているという点で両者は共通している。もしもこのような部落民の新たな動きがその基底において何らかの共通した力が働いていることの結果であるとするならば「解放令」成立過程の研究に重大な分析視角を与えることになるだろうし、両者の提出時期が非常に近いことの理由を解明することも可能になるかもしれない。またこの二府における史料の存在は、他の府県における未だ埋もれている可能性のある、同様の事実や史料

十月十四日

布告

平民禮國修行ノ名義ヲ以六十六部ト稱シ仲間ヲ立寄

宿所ヲ設置米錢等ノ施物ヲ乞ヒ候儀自今一切禁止候

事大改

但從前寄宿六部夫ノ内脱籍ノ者ハ復籍規則ニ依テ

ニ其本貫ノ籍籍可為致事

大改百四

六十六部禮會寺奉建上ノ寄宿所ヨリ差出候同書此

事ニテ其取調取寄六十六部ノ儀ハ元和寺門跡ニ

テ天徳ノノ法金剛院等中ニ嚴院ノ六部夫禮會寺

ニ設ケ置仁和寺元家來ノ内ニ掛テ候有之奉取候由

ニ候ノ六部等ノ儀悉ク此ニテ不相見全番奉自也ノ取

事

元正門跡